

令和 6 年 6 月 7 日 開 会

定 例 市 議 会 議 案

草 津 市

提出議案

議第41号	専決処分の承認を求めることについて……………	2
議第42号	専決処分の承認を求めることについて……………	31
議第43号	草津市監査委員の選任につき同意を求めることについて……………	36
議第44号	令和6年度草津市一般会計補正予算（第1号）	
議第45号	令和6年度草津市水道事業会計補正予算（第1号）	
議第46号	草津市税条例の一部を改正する条例案……………	38
議第47号	草津市立草津アマカホール条例等の一部を改正する条例案……………	42
議第48号	草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案……………	52
議第49号	草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例案……………	55
議第50号	契約の変更につき議決を求めることについて……………	59
議第51号	財産の取得につき議決を求めることについて……………	61
議第52号	財産の取得につき議決を求めることについて……………	63

議第 4 1 号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

草津市長 橋 川 渉

専決処分の承認を求めることについて

本市は、草津市税条例の一部を改正する条例について緊急に執行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専第1号で専決処分したから、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求める。

専第 1 号

草津市税条例の一部を改正する条例の制定について

草津市税条例の一部を改正する条例を早急に制定する必要性が生じたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和４５年草津市条例第９号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１条～第５０条 《現行どおり》 （市民税の減免） 第５１条 《現行どおり》 ２ 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> （１）～（３） 《現行どおり》 ３ 第１項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第５２条～第７０条 《現行どおり》 （固定資産税の減免） 第７１条 《現行どおり》 ２ 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> （１）～（５） 《現行どおり》 ３ 第１項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第７２条～第１３９条の２ 《現行どおり》 （特別土地保有税の減免） 第１３９条の３ 《現行どおり》 ２ 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、または取得す</u>	第１条～第５０条 《省略》 （市民税の減免） 第５１条 《省略》 ２ 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（３） 《省略》 ３ 第１項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第５２条～第７０条 《省略》 （固定資産税の減免） 第７１条 《省略》 ２ 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（５） 《省略》 ３ 第１項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第７２条～第１３９条の２ 《省略》 （特別土地保有税の減免） 第１３９条の３ 《省略》 ２ 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

改正後	改正前
<u>る土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) 《現行どおり》 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第140条～第155条 《現行どおり》 付 則 第1条～第2条の5 《現行どおり》 (令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例) <u>第2条の6</u> 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項および次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。	(1)～(3) 《省略》 3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第140条～第155条 《省略》 付 則 第1条～第2条の5 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項または第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第3条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 第4条～第4条の4 《現行どおり》 (令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除) <u>第4条の5</u> 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項および第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条および付則第4条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6、第34条の8から第34条の10まで、付則第2条の5第2項、付則第4条第1項、付則第4条の3の2第1項、前条および付則第6条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8第2項、第47条の5第1項および前条の規定の適用については、第34条の8第2項および前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項および第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合	(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第3条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 第4条～第4条の4 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。 (令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例) 第4条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。 (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項および第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項および次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特	《改正後に新設》

改正後	改正前
別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項および次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）および同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。 (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期および第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。 (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期および第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額および普通	

改正後	改正前
徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。 2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。 (令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例) 第4条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額および同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。 (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(付則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号および第5号において同じ。)の合算額(以下この号および第5号において「年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号および第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額を控除した額(以下この項および第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に千円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額またはそ	《改正後に新設》

改正後	改正前
の全額を切り捨てた金額。以下この項において「第２期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第１期分金額」という。)に満たない場合には、第１期納期および第２期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)ならびに第４７条の３に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項および第３項において「特別徴収対象税額」という。)は、第１期納期においてはその者の第１期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第２期納期においてはその者の第２期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を３で除して得た金額(当該金額に百円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「１０月分金額」という。)に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除し	

改正後	改正前
た残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額およびその者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第１期納期および第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額およびその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額およびその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額およびその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第１期納期および第２期納期ならびに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額およびその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所	

改正後	改正前
得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額に相当する税額とする。 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第4条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。 (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に	

改正後	改正前
係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。 4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第4条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。 5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。 (令和7年度分の個人の市民税の特別税額	

改正後	改正前
控除) 第4条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項および第4項に規定することにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6、第34条の8から第34条の10まで、付則第2条の5第2項、付則第4条第1項、付則第4条の3の2第1項、付則第4条の4および付則第6条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第5条 《現行どおり》 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6、第34条の8、第34条の9、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項、付則第4条の3の2第1項および付則第4条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の10第1項、付則第4条の5第1項および前条の規定の適用については、第34条の10第1項中「前2条」とあるのは、「前2条ならびに付則第5条第2項」と、付則第4条の5第1項中「前条および」とあるのは「前条、付則第5条第2項および」と、前条中「付則第4条の4および」とあるのは「付則第4条の4、次条第2項および」とする。 第6条～第7条 《現行どおり》 (固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 《現行どおり》 2～13 《現行どおり》 14 固定資産税に係る法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。	《改正後に新設》 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第5条 《省略》 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6、第34条の8、第34条の9、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項、付則第4条の3の2第1項および前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 前項の規定の適用がある場合における第34条の10第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条ならびに付則第5条第2項」とする。 第6条～第7条 《省略》 (固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第7条の2 《省略》 2～13 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
<u>1 5</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>1 6</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>1 7</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>1 8</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第25項第4号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>1 9</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第25項第4号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>2 0</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第25項第4号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>2 1</u> 《現行どおり》 《改正前を削る》 <u>2 2</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>2 3</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>2 4</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>2 5</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 <u>2 6</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>2 7～2 8</u> 《現行どおり》 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	<u>1 4</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>1 5</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>1 6</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第25項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>1 7</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>1 8</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>1 9</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>2 0</u> 《省略》 <u>2 1</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 <u>2 2</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>2 3</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 《改正後に新設》 <u>2 4</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 <u>2 5</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>2 6～2 7</u> 《省略》 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

改正後	改正前
第7条の3 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 市長は、法附則第15条の7第1項または第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項または第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項または第2項の規定を適用することができる。 4～8 《現行どおり》 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅または同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) 《現行どおり》 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅または同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 《現行どおり》 11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 《現行どおり》 12 法附則第15条の9の2第4項に規定	第7条の3 《省略》 2 《省略》 《改正後に新設》 3～7 《省略》 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅または同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第8項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(7) 《省略》 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅または同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 《省略》 10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号に規定する</u>書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 《省略》 11 法附則第15条の9の2第4項に規定

改正後	改正前
する特定熱損失防止改修等住宅または同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第12項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 《現行どおり》 13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) 《現行どおり》 14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第18項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 《現行どおり》 (5) <u>施行規則附則第7条第18項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 《現行どおり》 15 《現行どおり》 (土地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第8条 次条から付則第11条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) 《現行どおり》 (<u>令和7年度または令和8年度</u>における土地の価格の特例)	する特定熱損失防止改修等住宅または同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 《省略》 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第16項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) 《省略》 13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 《省略》 (5) <u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 《省略》 14 《省略》 (土地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義) 第8条 次条から付則第11条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 (1)～(7) 《省略》 (<u>令和4年度または令和5年度</u>における土地の価格の特例)

改正後	改正前
第8条の2 市の区域内の自然的および社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分または令和8年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地または令和7年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和8年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度分の固定資産税の特例） 第9条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」と	第8条の2 市の区域内の自然的および社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分または令和5年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地または令和4年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度分の固定資産税の特例） 第9条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（<u>商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて

改正後	改正前
いう。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等	得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分および令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度分および令和5年度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等

改正後	改正前
に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。 第9条の2 削除 （農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度分の固定資産税の特例） 第10条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超え	に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。 （<u>用途変更宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税</u>） 第9条の2 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3（法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないこととする。 （農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度分の固定資産税の特例） 第10条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この項において同じ。</u>）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（<u>令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の

改正後	改正前				
る場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 <table border="1"> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> </table> 第10条の2～第11条の2 《現行どおり》 (特別土地保有税の課税の特例) 第12条 付則第9条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第8条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2または附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号および第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第9条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 《現行どおり》 第12条の2～第13条の2 《現行どおり》 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第13条の3 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 《現行どおり》 (1)～(4) 《現行どおり》 (5) 付則第4条の5および付則第4条の8	《現行どおり》	《現行どおり》	課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 <table border="1"> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> </table> 第10条の2～第11条の2 《省略》 (特別土地保有税の課税の特例) 第12条 付則第9条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第8条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2または附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号および第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る付則第9条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 《省略》 第12条の2～第13条の2 《省略》 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第13条の3 《省略》 2 《省略》 3 《省略》 (1)～(4) 《省略》 《改正後に新設》	《省略》	《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》				
《省略》	《省略》				

改正後	改正前
の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第13条の4 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 《現行どおり》 (1)～(4) 《現行どおり》 <u>(5) 付則第4条の5および付則第4条の8</u>の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 4 《現行どおり》 第14条 削除 第14条の2 《現行どおり》 《改正前を削る》 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合) <u>第14条の3</u> 都市計画税に係る<u>法附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合) <u>第14条の4</u> 都市計画税に係る<u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合) <u>第14条の5</u> 都市計画税に係る<u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第42項</u>の条例で定める割合) 第14条の6 都市計画税に係る<u>法附則第1</u>	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第13条の4 《省略》 2 《省略》 3 《省略》 (1)～(4) 《省略》 《改正後に新設》 4 《省略》 <u>(昭和45年度分の固定資産税の特例)</u> <u>第14条 昭和45年度分の固定資産税に限り、第67条第1項中「4月1日から同月30日まで」とあるのは「5月1日から6月1日まで」とする。</u> 第14条の2 《省略》 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合) <u>第14条の3</u> 都市計画税に係る<u>法附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合) <u>第14条の4</u> 都市計画税に係る<u>法附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合) <u>第14条の5</u> 都市計画税に係る<u>法附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 《改正後に新設》 (都市計画税に係る<u>法附則第15条第43項</u>の条例で定める割合) 第14条の6 都市計画税に係る<u>法附則第1</u>

改正後	改正前
<u>5条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 第15条 《現行どおり》 (宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の都市計画税の特例) 第15条の2 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額	<u>5条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 第15条 《省略》 (宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の特例) 第15条の2 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(<u>商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5</u>)を乗じて得た額を加算した額(<u>令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額</u>)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る<u>令和4年度分および令和5年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

改正後	改正前
とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計	3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る<u>令和4年度および令和5年度分</u>の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分</u>の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計

改正後	改正前				
画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 （農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第16条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。	画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 （農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第16条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）または附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。<u>以下この項において同じ。</u>）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。				
<table border="1"> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> </table>	《現行どおり》	《現行どおり》	<table border="1"> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> </table>	《省略》	《省略》
《現行どおり》	《現行どおり》				
《省略》	《省略》				
第16条の2～第17条の2 《現行どおり》 （読替規定） 第18条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項もしくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3または第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「または第33項」とあるのは「もしくは第33項または附則第15条から第15条の3までもしくは第63条」とする。	第16条の2～第17条の2 《省略》 （読替規定） 第18条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項もしくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3または第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第151条第2項中「または第33項」とあるのは「もしくは第33項または法附則第15条から第15条の3までもしくは第63条」とする。 <u>（市街化区域農地に対して課する固定資産税および都市計画税の減額）</u>				
第19条 削除	第19条 <u>昭和47年度分の固定資産税または都市計画税に限り付則第10条の3第1項の表の第1号に掲げる市街化区域農地で耕作の用に供されていると認められる農地（当該農地で市街地内に点在するものにあつては都市の緑化に寄付し、または将来緑地</u>				

改正後	改正前
第20条 削除 第20条の2 削除 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第21条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 《現行どおり》 (1)～(4) 《現行どおり》 (5) 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。 第21条の2～第21条の3 《現行どおり》 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税	として残すことが適当であると認められるものとする。)(以下「特例対象農地」という。))に対して課する固定資産税または都市計画税については、当該特例対象農地に係る固定資産税額または都市計画税額と当該特例対象農地が当該年度に係る賦課期日において市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして付則第10条または付則第16条の規定によつて算定した税額との差額に相当する額を当該特例対象農地に係る固定資産税額または都市計画税額からそれぞれ減額するものとする。 2 前項の規定により固定資産税額または都市計画税額を減額する場合においては、草津市農地課税審議会の議を経て、付則第10条の3第1項の表の第1号に掲げる市街化区域農地が特例対象農地に該当するかどうかの認定をしなければならない。 (農地課税審議会) 第20条 前条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議させるため、草津市農地課税審議会を置く。 (用途変更宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税) 第20条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第9条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第21条 《省略》 2 《省略》 3 《省略》 (1)～(4) 《省略》 《改正後に新設》 第21条の2～第21条の3 《省略》 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税

改正後	改正前
の特例) 第 2 2 条 《現行どおり》 2 ～ 4 《現行どおり》 5 《現行どおり》 (1) ～ (4) 《現行どおり》 <u>(5)</u> 付則第 4 条の 5 および付則第 4 条の 8 の規定の適用については、付則第 4 条の 5 第 1 項および付則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 2 2 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 2 3 条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) ～ (4) 《現行どおり》 <u>(5)</u> 付則第 4 条の 5 および付則第 4 条の 8 の規定の適用については、付則第 4 条の 5 第 1 項および付則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 2 3 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。 第 2 3 条の 2 《現行どおり》 (先物取引に係る雑所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第 2 4 条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) ～ (4) 《現行どおり》 <u>(5)</u> 付則第 4 条の 5 および付則第 4 条の 8 の規定の適用については、付則第 4 条の 5 第 1 項および付則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 2 4 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。 (特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 2 4 条の 2 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) ～ (4) 《現行どおり》 <u>(5)</u> 付則第 4 条の 5 および付則第 4 条の 8 の規定の適用については、付則第 4 条の 5 第 1 項および付則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 2 4 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。 3 ～ 4 《現行どおり》 5 《現行どおり》	の特例) 第 2 2 条 《省略》 2 ～ 4 《省略》 5 《省略》 (1) ～ (4) 《省略》 《改正後に新設》 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 2 3 条 《省略》 2 《省略》 (1) ～ (4) 《省略》 《改正後に新設》 第 2 3 条の 2 《省略》 (先物取引に係る雑所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第 2 4 条 《省略》 2 《省略》 (1) ～ (4) 《省略》 《改正後に新設》 (特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 2 4 条の 2 《省略》 2 《省略》 (1) ～ (4) 《省略》 《改正後に新設》 3 ～ 4 《省略》 5 《省略》

改正後	改正前
(1)～(4) 《現行どおり》 <u>(5) 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第24条の3 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1)～(4) 《現行どおり》 <u>(5) 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3～4 《現行どおり》 5 《現行どおり》 (1)～(4) 《現行どおり》 <u>(5) 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 6 《現行どおり》 第25条～第28条 《現行どおり》 (用途変更宅地等に係る固定資産税および都市計画税の特例) 第29条 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項</u>の規定により、同項に規定する各年度分の固定資産税および都市計画税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)および第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しないこととする。	(1)～(4) 《省略》 《改正後に新設》 (条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第24条の3 《省略》 2 《省略》 (1)～(4) 《省略》 《改正後に新設》 3～4 《省略》 5 《省略》 (1)～(4) 《省略》 《改正後に新設》 6 《省略》 第25条～第28条 《省略》 (用途変更宅地等に係る固定資産税および都市計画税の特例) 第29条 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項</u>の規定により、同項に規定する各年度分の固定資産税および都市計画税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)および第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。) <u>において読み替えて準用する法附則第18条の3</u>の規定を適用しないこととする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の草津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議第 4 2 号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

草津市長 橋 川 渉

専決処分の承認を求めることについて

本市は、草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について緊急に執行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専第2号で専決処分したから、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求める。

専第 2 号

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を早急に制定する必要性が生じたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険税条例（昭和30年草津市条例第26号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 （課税額） 第2条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 《現行どおり》 第3条～第16条 《現行どおり》 （国民健康保険税の減額） 第17条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合は、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合は、<u>24万円</u>）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合は、17万円）の合算額とする。 (1) 《現行どおり》 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号	第1条 《省略》 （課税額） 第2条 《省略》 2 《省略》 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 《省略》 第3条～第16条 《省略》 （国民健康保険税の減額） 第17条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合は、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合は、<u>22万円</u>）ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合は、17万円）の合算額とする。 (1) 《省略》 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該

改正後	改正前
に該当する者を除く。) ア～カ 《現行どおり》 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 第17条の2～第22条 《現行どおり》	当する者を除く。) ア～カ 《省略》 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 《省略》 2～3 《省略》 第17条の2～第22条 《省略》

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の草津市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第 4 6 号

草津市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

草津市長 橋 川 渉

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和４５年草津市条例第９号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１条～第３４条の７ 《現行どおり》 （寄附金税額控除） 第３４条の８ 所得割の納税義務者が、前年中に法第３１４条の７第１項第１号および第２号に掲げる寄附金または次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第３４条の３および第３４条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 次に掲げる寄附金のうち、規則で定めるもの ア～ク 《現行どおり》 ケ 所得税法第７８条第２項第４号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金 コ 《現行どおり》 (2) 《現行どおり》 ２ 《現行どおり》 第３４条の９～第５５条 《現行どおり》 第５６条 法第３４８条第２項第９号、第９号の２または第１２号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第１号および第２号に、家屋については第３号および第４号に、償却資産については第５号および第６号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋または償却資産が学校法人もしくは私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）<u>第１５２条第５項</u>の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３１条の公的医療機関の開設者、令第４９条の１０第１項に規定する医療	第１条～第３４条の７ 《省略》 （寄附金税額控除） 第３４条の８ 所得割の納税義務者が、前年中に法第３１４条の７第１項第１号および第２号に掲げる寄附金または次に掲げる寄附金<u>もしくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第３４条の３および第３４条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 次に掲げる寄附金<u>または金銭</u>のうち、規則で定めるもの ア～ク 《省略》 ケ 所得税法第７８条第３項に規定する<u>特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> コ 《省略》 (2) 《省略》 ２ 《省略》 第３４条の９～第５５条 《省略》 第５６条 法第３４８条第２項第９号、第９号の２または第１２号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第１号および第２号に、家屋については第３号および第４号に、償却資産については第５号および第６号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋または償却資産が学校法人もしくは私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）<u>第６４条第４項</u>の法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、宗教法人もしくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３１条の公的医療機関の開設者、令第４９条の１０第１項に規定する医療

改正後	改正前
法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）もしくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人もしくはは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するものまたは公益社団法人もしくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋または償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 《現行どおり》 第57条～第155条 《現行どおり》 付 則 第1条～第2条の3 《現行どおり》 《改正前を削る》 第2条の4 《現行どおり》	法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）もしくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくはは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士もしくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人もしくは公益財団法人もしくはは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するものまたは公益社団法人もしくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋または償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 《省略》 第57条～第155条 《省略》 付 則 第1条～第2条の3 《省略》 （公益法人等に係る市民税の課税の特例） 第2条の4 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項までおよび第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与または遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。 第2条の5 《省略》

改正後	改正前
第3条～第29条 《現行どおり》	第3条～第29条 《省略》

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 第34条の8第1項の改正規定および付則第2条の4を削り、付則第2条の5を付則第2条の4とする改正規定ならびに次条の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例（第34条の8第1項（第1号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号ケ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

議第 4 7 号

草津市立草津アミカホール条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

草津市長 橋 川 渉

草津市立草津アミカホール条例等の一部を改正する条例

(草津市立草津アミカホール条例の一部改正)

第1条 草津市立草津アミカホール条例（平成3年草津市条例第34号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第8条 《現行どおり》 (利用料金) 第9条 第4条第1項の規定により教育委員会が指定管理者にアミカホールの管理を行わせる場合は、<u>前条第1項および第2項</u>の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者にアミカホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金は、<u>前条第2項および</u>別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。 3 前項の場合において、<u>前条第2項および</u>別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。 4～6 《現行どおり》 第10条～第11条 《現行どおり》 別表（第8条第1項関係） (別添1－1のとおり)	第1条～第8条 《省略》 (利用料金) 第9条 第4条第1項の規定により教育委員会が指定管理者にアミカホールの管理を行わせる場合は、<u>第8条第1項</u>の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者にアミカホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。 3 前項の場合において、別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。 4～6 《省略》 第10条～第11条 《省略》 別表（第8条第1項関係） (別添1－2のとおり)

(草津市立草津クレアホール条例の一部改正)

第2条 草津市立草津クレアホール条例（平成26年草津市条例第20号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第9条 《現行どおり》 (利用料金) 第10条 第4条の規定により教育委員会が指定管理者にクレアホールの管理を行わせる場合は、前条第1項<u>および第2項</u>の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者にクレアホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金は、<u>前条第2項および</u>別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があら	第1条～第9条 《省略》 (利用料金) 第10条 第4条の規定により教育委員会が指定管理者にクレアホールの管理を行わせる場合は、前条第1項の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者にクレアホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認

改正後	改正前
かじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。 3 前項の場合において、<u>前条第2項および別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。</u> 4～6 《現行どおり》 第11条～第12条 《現行どおり》 別表（第9条第1項、第10条第2項関係）（別添2－1のとおり）	を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。 3 前項の場合において、別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。 4～6 《省略》 第11条～第12条 《省略》 別表（第9条第1項、第10条第2項関係）（別添2－2のとおり）

（草津市立長寿の郷ロクハ荘条例の一部改正）

第3条 草津市立長寿の郷ロクハ荘条例（平成6年草津市条例第12号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																						
第1条～第14条 《現行どおり》 別表（第11条第1項、第12条第2項関係）	第1条～第14条 《省略》 別表（第11条第1項、第12条第2項関係）																						
<table><tr><th>施設</th><th>区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">温浴施設（1人1回につき）</td><td>大人（15歳以上の者（中学生を除く。））</td><td><u>490円</u></td></tr><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr></table>	施設	区分	使用料	温浴施設（1人1回につき）	大人（15歳以上の者（中学生を除く。））	<u>490円</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	<table><tr><th>施設</th><th>区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="2">温浴施設（1人1回につき）</td><td>大人（15歳以上の者（中学生を除く。））</td><td><u>430円</u></td></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr></table>	施設	区分	使用料	温浴施設（1人1回につき）	大人（15歳以上の者（中学生を除く。））	<u>430円</u>	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
施設	区分	使用料																					
温浴施設（1人1回につき）	大人（15歳以上の者（中学生を除く。））	<u>490円</u>																					
	《現行どおり》	《現行どおり》																					
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》																					
施設	区分	使用料																					
温浴施設（1人1回につき）	大人（15歳以上の者（中学生を除く。））	<u>430円</u>																					
	《省略》	《省略》																					
《省略》	《省略》	《省略》																					
備考 《現行どおり》	備考 《省略》																						

（草津市立なごみの郷条例の一部改正）

第4条 草津市立なごみの郷条例（平成12年草津市条例第35号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
第1条～第12条 《現行どおり》 別表（第9条第1項、第10条第2項関係）			第1条～第12条 《省略》 別表（第9条第1項、第10条第2項関係）		
施設	区分	使用料	施設	区分	使用料
温浴施設（1人1回につき）	大人（15歳以上の者（中学生を除く。））	<u>490円</u>	温浴施設（1人1回につき）	大人（15歳以上の者（中学生を除く。））	<u>430円</u>
	《現行どおり》	《現行どおり》		《省略》	《省略》

改正後			改正前		
	り 》	り 》			
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
備考 《現行どおり》			備考 《省略》		

(草津市立市民交流プラザ条例の一部改正)

第5条 草津市立市民交流プラザ条例（平成14年草津市条例第26号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第7条 《現行どおり》 (使用料等) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 2～4 《現行どおり》 (利用料金) 第9条 第4条第1項の規定により市長が指定管理者に市民交流プラザの管理を行わせる場合は、<u>前条第1項および第2項</u>の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者に市民交流プラザの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金は、<u>前条第2項および別表</u>に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。 3 前項の場合において、<u>前条第2項および別表</u>中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。 4～6 《現行どおり》 第10条～第11条 《現行どおり》 別表（第8条第1項、第9条第2項関係） (別添3-1のとおり)	第1条～第7条 《省略》 (使用料等) 第8条 <u>第4条第1項に規定する</u>使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 2～4 《省略》 (利用料金) 第9条 第4条第1項の規定により市長が指定管理者に市民交流プラザの管理を行わせる場合は、<u>第8条第1項</u>の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者に市民交流プラザの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときについても、同様とする。 3 前項の場合において、別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。 4～6 《省略》 第10条～第11条 《省略》 別表（第8条第1項、第9条第2項関係） (別添3-2のとおり)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条および第2条中別表の改正規定、第3条および第4条の改正規定ならびに第5条中別表の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

別添 1 - 1

別表（第 8 条第 1 項関係）

使用区分 使用施設		午前 9時から 12時まで	午後 13時から 17時まで	夜間 18時から 21時 30分まで	午前・午後 9時から 17時まで	午後・夜間 13時から 21時 30分まで	全日 9時から 21時30分まで
ホール	平日	円 <u>12,800</u> <u>0</u>	円 <u>17,000</u> <u>0</u>	円 <u>19,400</u> <u>0</u>	円 <u>29,800</u> <u>0</u>	円 <u>36,400</u> <u>0</u>	円 <u>49,200</u> <u>0</u>
		<u>19,200</u> <u>0</u>	<u>25,500</u> <u>0</u>	<u>29,100</u> <u>0</u>	<u>44,700</u> <u>0</u>	<u>54,600</u> <u>0</u>	<u>73,800</u> <u>0</u>
	土曜日・ 日曜日・ 祝日						
リハーサル室	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	1,700	<u>2,300</u>	<u>2,600</u>	<u>4,000</u>	<u>4,900</u>	<u>6,600</u>
文化教室Ⅰ	平日	<u>1,700</u>	2,200	<u>2,600</u>	<u>3,900</u>	<u>4,800</u>	<u>6,500</u>
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>1,700</u>	2,200	<u>2,600</u>	<u>3,900</u>	<u>4,800</u>	<u>6,500</u>
文化教室Ⅱ	平日	<u>2,100</u>	<u>2,800</u>	<u>3,200</u>	<u>4,900</u>	<u>6,000</u>	<u>8,100</u>
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>2,100</u>	<u>2,800</u>	<u>3,200</u>	<u>4,900</u>	<u>6,000</u>	<u>8,100</u>
研修室	平日	<u>3,000</u>	<u>3,900</u>	<u>4,500</u>	<u>6,900</u>	<u>8,400</u>	<u>11,400</u> <u>0</u>
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>3,000</u>	<u>3,900</u>	<u>4,500</u>	<u>6,900</u>	<u>8,400</u>	<u>11,400</u> <u>0</u>

備考 《現行どおり》

別添 1 - 2

別表（第 8 条第 1 項関係）

使用区分 使用施設		午前 9時から 12時まで	午後 13時から 17時まで	夜間 18時から 21時 30分まで	午前・午後 9時から 17時まで	午後・夜間 13時から 21時 30分まで	全日 9時から 21時30分まで
ホール	平日	円 <u>12,300</u> <u>0</u>	円 <u>16,400</u> <u>0</u>	円 <u>18,700</u> <u>0</u>	円 <u>28,700</u> <u>0</u>	円 <u>35,100</u> <u>0</u>	円 <u>47,400</u> <u>0</u>
		<u>18,500</u> <u>0</u>	<u>24,700</u> <u>0</u>	<u>28,100</u> <u>0</u>	<u>43,200</u> <u>0</u>	<u>52,800</u> <u>0</u>	<u>71,300</u> <u>0</u>
	土曜日・ 日曜日・ 祝日						
リハーサル室	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	1,700	<u>2,200</u>	<u>2,500</u>	<u>3,900</u>	<u>4,700</u>	<u>6,400</u>
文化教室Ⅰ	平日	<u>1,600</u>	2,200	<u>2,500</u>	<u>3,800</u>	<u>4,700</u>	<u>6,300</u>
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>1,600</u>	2,200	<u>2,500</u>	<u>3,800</u>	<u>4,700</u>	<u>6,300</u>
文化教室Ⅱ	平日	<u>2,000</u>	<u>2,700</u>	<u>3,100</u>	<u>4,700</u>	<u>5,800</u>	<u>7,800</u>
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>2,000</u>	<u>2,700</u>	<u>3,100</u>	<u>4,700</u>	<u>5,800</u>	<u>7,800</u>
研修室	平日	<u>2,900</u>	<u>3,800</u>	<u>4,300</u>	<u>6,700</u>	<u>8,100</u>	<u>11,000</u> <u>0</u>
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>2,900</u>	<u>3,800</u>	<u>4,300</u>	<u>6,700</u>	<u>8,100</u>	<u>11,000</u> <u>0</u>

備考 《省略》

別添 2 - 1

別表（第9条第1項、第10条第2項関係）

使用区分 使用施設		午前 9時から 12時まで	午後 13時から 17時まで	夜間 18時から 21時30分まで	午前・午後 9時から 17時まで	午後・夜間 13時から 21時30分まで	全日 9時から 21時30分まで
ホール	平日	円 <u>25,900</u> 0	円 <u>34,600</u> 0	円 <u>39,300</u> 0	円 <u>60,500</u> 0	円 <u>73,900</u> 0	円 <u>99,800</u> 0
		土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>38,900</u> 0	<u>51,900</u> 0	<u>59,000</u> 0	<u>90,800</u> 00	<u>149,800</u> 00
	リハーサル室	平日	<u>4,300</u>	<u>5,700</u>	<u>6,500</u> 0	<u>10,000</u> 0	<u>12,200</u> 0
		土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>6,400</u>	<u>8,500</u>	<u>9,700</u>	<u>14,900</u> 0	<u>18,200</u> 0
練習室 1	平日	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	1,900	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,900</u>
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	1,900	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,900</u>
練習室 2	平日	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	1,900	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,900</u>
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>1,300</u>	<u>1,700</u>	1,900	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,900</u>
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
展示ホール	平日	<u>7,300</u>	<u>9,700</u>	—	<u>17,000</u> 0	—	—
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>7,300</u>	<u>9,700</u>	—	<u>17,000</u> 0	—	—
活動室	平日	<u>2,700</u>	<u>3,600</u>	<u>4,100</u>	<u>6,300</u>	<u>7,700</u>	<u>10,400</u> 0
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>2,700</u>	<u>3,600</u>	<u>4,100</u>	<u>6,300</u>	<u>7,700</u>	<u>10,400</u> 0

備考 《現行どおり》

別添 2 - 2

別表（第9条第1項、第10条第2項関係）

使用区分 使用施設		午前 9時から 12時まで	午後 13時から 17時まで	夜間 18時から 21時 30分まで	午前・午後 9時から 17時まで	午後・夜間 13時から 21時 30分まで	全日 9時から 21時30分まで
ホール	平日	円 <u>25,300</u>	円 <u>33,700</u>	円 <u>38,300</u>	円 <u>59,000</u>	円 <u>72,000</u>	円 <u>97,300</u>
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>37,900</u>	<u>50,600</u>	<u>57,500</u>	<u>88,500</u>	<u>108,100</u>	<u>146,000</u>
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>00</u>	<u>00</u>
リハーサル室	平日	<u>4,200</u>	<u>5,500</u>	<u>6,300</u>	<u>9,700</u>	<u>11,800</u>	<u>16,000</u>
						<u>0</u>	<u>0</u>
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>6,200</u>	<u>8,300</u>	<u>9,500</u>	<u>14,500</u>	<u>17,800</u>	<u>24,000</u>
					<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
練習室 1	平日	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>	1,900	<u>2,800</u>	<u>3,500</u>	<u>4,700</u>
		<u>1,200</u>	<u>1,600</u>	1,900	<u>2,800</u>	<u>3,500</u>	<u>4,700</u>
	土曜日・ 日曜日・ 祝日						
練習室 2	平日	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>	1,900	<u>2,800</u>	<u>3,500</u>	<u>4,700</u>
		<u>1,200</u>	<u>1,600</u>	1,900	<u>2,800</u>	<u>3,500</u>	<u>4,700</u>
	土曜日・ 日曜日・ 祝日						
《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
展示ホール	平日	<u>7,100</u>	<u>9,500</u>	—	<u>16,600</u>	—	—
					<u>0</u>		
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>7,100</u>	<u>9,500</u>	—	<u>16,600</u>	—	—
					<u>0</u>		
活動室	平日	<u>2,600</u>	<u>3,500</u>	<u>4,000</u>	<u>6,100</u>	<u>7,500</u>	<u>10,100</u>
							<u>0</u>
	土曜日・ 日曜日・ 祝日	<u>2,600</u>	<u>3,500</u>	<u>4,000</u>	<u>6,100</u>	<u>7,500</u>	<u>10,100</u>
							<u>0</u>

備考 《省略》

別添 3-1

別表（第8条第1項、第9条第2項関係）

区分	午前 9時から1 2時30分 まで	午後 13時から 17時まで	夜間 17時30 分から21 時まで	午前・午後 9時から1 7時まで	午後・夜間 13時から 21時まで	全日 9時から2 1時まで
大会議 室	円 <u>7,300</u>	円 <u>8,400</u>	円 <u>9,500</u>	円 <u>15,700</u>	円 <u>17,900</u>	円 <u>25,200</u>
中会議 室	<u>2,700</u>	<u>3,000</u>	<u>3,500</u>	<u>5,700</u>	<u>6,500</u>	<u>9,200</u>
小会議 室(1)	<u>2,100</u>	<u>2,400</u>	<u>2,700</u>	<u>4,500</u>	<u>5,100</u>	<u>7,200</u>
1/2 使用	1,000	<u>1,200</u>	<u>1,300</u>	<u>2,200</u>	<u>2,500</u>	<u>3,500</u>
小会議 室(2)	<u>2,100</u>	<u>2,400</u>	<u>2,700</u>	<u>4,500</u>	<u>5,100</u>	<u>7,200</u>
1/2 使用	1,000	<u>1,200</u>	<u>1,300</u>	<u>2,200</u>	<u>2,500</u>	<u>3,500</u>
小会議 室(3)	<u>2,000</u>	<u>2,300</u>	<u>2,600</u>	<u>4,300</u>	<u>4,900</u>	<u>6,900</u>
1/2 使用	<u>1,000</u>	<u>1,100</u>	<u>1,300</u>	<u>2,100</u>	<u>2,400</u>	<u>3,400</u>
小会議 室(4)	<u>1,100</u>	<u>1,300</u>	<u>1,400</u>	<u>2,400</u>	<u>2,700</u>	<u>3,800</u>
小会議 室(5)	<u>1,000</u>	1,100	<u>1,300</u>	<u>2,100</u>	<u>2,400</u>	<u>3,400</u>
小会議 室(6)	<u>1,000</u>	1,100	<u>1,300</u>	<u>2,100</u>	<u>2,400</u>	<u>3,400</u>
創作室	<u>1,000</u>	<u>1,100</u>	<u>1,300</u>	<u>2,100</u>	<u>2,400</u>	<u>3,400</u>
和室	<u>3,400</u>	<u>3,900</u>	<u>4,400</u>	<u>7,300</u>	<u>8,300</u>	<u>11,700</u>
和室1 /3使 用	<u>1,100</u>	<u>1,300</u>	<u>1,500</u>	<u>2,400</u>	<u>2,800</u>	<u>3,900</u>
音楽室	<u>2,300</u>	<u>2,700</u>	<u>3,000</u>	<u>5,000</u>	<u>5,700</u>	<u>8,000</u>
料理実 習室	<u>2,700</u>	<u>3,100</u>	<u>3,500</u>	<u>5,800</u>	<u>6,600</u>	<u>9,300</u>
軽運動 室(1)	<u>1,800</u>	<u>2,100</u>	<u>2,300</u>	<u>3,900</u>	<u>4,400</u>	<u>6,200</u>
軽運動 室(2)	<u>2,400</u>	<u>2,800</u>	<u>3,200</u>	<u>5,200</u>	<u>6,000</u>	<u>8,400</u>
《現行 どおり 》	《現行どおり》		《現行どおり》		《現行どおり》	

備考 《現行どおり》

別添 3-2

別表（第8条第1項、第9条第2項関係）

区分	午前 9時から1 2時30分 まで	午後 13時から 17時まで	夜間 17時30 分から21 時まで	午前・午後 9時から1 7時まで	午後・夜間 13時から 21時まで	全日 9時から2 1時まで
大会議 室	円 <u>6,800</u>	円 <u>7,700</u>	円 <u>8,800</u>	円 <u>14,500</u>	円 <u>16,500</u>	円 <u>23,300</u>
中会議 室	<u>2,500</u>	<u>2,800</u>	<u>3,200</u>	<u>5,300</u>	<u>6,000</u>	<u>8,500</u>
小会議 室(1)	<u>1,900</u>	<u>2,200</u>	<u>2,500</u>	<u>4,100</u>	<u>4,700</u>	<u>6,600</u>
1/2 使用	1,000	<u>1,100</u>	<u>1,200</u>	<u>2,100</u>	<u>2,300</u>	<u>3,300</u>
小会議 室(2)	<u>1,900</u>	<u>2,200</u>	<u>2,500</u>	<u>4,100</u>	<u>4,700</u>	<u>6,600</u>
1/2 使用	1,000	<u>1,100</u>	<u>1,200</u>	<u>2,100</u>	<u>2,300</u>	<u>3,300</u>
小会議 室(3)	<u>1,800</u>	<u>2,100</u>	<u>2,400</u>	<u>3,900</u>	<u>4,500</u>	<u>6,300</u>
1/2 使用	<u>900</u>	<u>1,000</u>	<u>1,200</u>	<u>1,900</u>	<u>2,200</u>	<u>3,100</u>
小会議 室(4)	<u>1,000</u>	<u>1,200</u>	<u>1,300</u>	<u>2,200</u>	<u>2,500</u>	<u>3,500</u>
小会議 室(5)	<u>900</u>	1,100	<u>1,200</u>	<u>2,000</u>	<u>2,300</u>	<u>3,200</u>
小会議 室(6)	<u>900</u>	1,100	<u>1,200</u>	<u>2,000</u>	<u>2,300</u>	<u>3,200</u>
創作室	<u>900</u>	<u>1,000</u>	<u>1,200</u>	<u>1,900</u>	<u>2,200</u>	<u>3,100</u>
和室	<u>3,100</u>	<u>3,600</u>	<u>4,100</u>	<u>6,700</u>	<u>7,700</u>	<u>10,800</u>
和室1 /3使 用	<u>1,000</u>	<u>1,200</u>	<u>1,400</u>	<u>2,200</u>	<u>2,600</u>	<u>3,600</u>
音楽室	<u>2,200</u>	<u>2,500</u>	<u>2,800</u>	<u>4,700</u>	<u>5,300</u>	<u>7,500</u>
料理実 習室	<u>2,500</u>	<u>2,800</u>	<u>3,200</u>	<u>5,300</u>	<u>6,000</u>	<u>8,500</u>
軽運動 室(1)	<u>1,700</u>	<u>1,900</u>	<u>2,200</u>	<u>3,600</u>	<u>4,100</u>	<u>5,800</u>
軽運動 室(2)	<u>2,200</u>	<u>2,600</u>	<u>2,900</u>	<u>4,800</u>	<u>5,500</u>	<u>7,700</u>
《省略》	《省略》		《省略》		《省略》	

備考 《省略》

議第 4 8 号

草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

草津市長 橋 川 渉

草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第31号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第28条 《現行どおり》 （職員） 第29条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 《現行どおり》 第30条 《現行どおり》 （職員） 第31条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 《現行どおり》 第32条～第43条 《現行どおり》 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 《現行どおり》 第45条～第46条 《現行どおり》 （小規模型事業所内保育事業所の職員）	第1条～第28条 《省略》 （職員） 第29条 《省略》 2 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 《省略》 第30条 《省略》 （職員） 第31条 《省略》 2 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 《省略》 第32条～第43条 《省略》 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条 《省略》 2 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 《省略》 第45条～第46条 《省略》 （小規模型事業所内保育事業所の職員）

改正後	改正前
第47条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>15人</u> につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人 3 《現行どおり》 第48条 《現行どおり》	第47条 《省略》 2 《省略》 (1)～(2) 《省略》 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>20人</u> につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人 3 《省略》 第48条 《省略》

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 9 号

草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

草津市長 橋 川 渉

草津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

草津市立自転車駐車場条例（昭和５６年草津市条例第２９号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
第１条～第１３条 《現行どおり》 別表第１（第２条関係）			第１条～第１３条 《省略》 別表第１（第２条関係）		
名称	位置	駐車できる車両	名称	位置	駐車できる車両
<u>草津市立草津駅西口自転車駐車場</u>	<u>草津市西波川一丁目１番５号</u>	<u>自転車</u>	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
《改正前を削る》	《改正前を削る》	《改正前を削る》	<u>草津市立草津駅西口第５自転車駐車場</u>	<u>草津市西大路町９番６号</u>	<u>自転車</u>
別表第２（第５条第１項関係） （別添１－１のとおり）			別表第２（第５条第１項関係） （別添１－２のとおり）		

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 改正後の草津市立自転車駐車場条例の草津市立草津駅西口自転車駐車場の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別添 1－1

別表第 2（第 5 条第 1 項関係）

駐車場使用料

区分		車両	定期使用料		一時駐車使用料 （1 日 1 回につき）	4 時間以内 および午後 6 時以降の 一時駐車使用料
			1 月につき	3 月につき		
《現行どおり》		《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》
《改正前 を削る》	《改正前 を削る》	《改正前を 削る》	《改正前を 削る》	《改正前を 削る》	《改正前を削 る》	《改正前を 削る》

備考 《現行どおり》

別添 1－2

別表第 2（第 5 条第 1 項関係）

駐車場使用料

区分		車両	定期使用料		一時駐車使用料 （1 日 1 回につき）	4 時間以内 および午後 6 時以降の 一時駐車使 用料
			1 月につき	3 月につき		
《省略》		《省略》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》
草津市立 草津駅西 口第 5 自 転車駐車 場	屋 外	自転車	2, 1 0 0 円	5, 7 0 0 円	1 1 0 円	二

備考 《省略》

議第 5 0 号

契約の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

草津市長 橋 川 渉

契約の変更につき議決を求めることについて

令和5年11月16日議決を経た草津駅西口自転車駐車場建替他工事請負契約を次のように変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

区 分	変 更 前	変 更 後
契約の金額	428,345,192円	424,899,200円

(参考)

工事場所	草津市西渋川一丁目
工事期間	令和5年11月16日から令和7年2月28日まで
変更理由	閉鎖型喫煙所整備事業の中止に伴う喫煙所関連設備等の変更
工事概要	草津駅西口自転車駐車場建替他工事

議第 5 1 号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

草津市長 橋 川 渉

財産の取得につき議決を求めることについて

次のとおり財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

財産の種類	動産（トイレトレーラー）
取得価格	25,707,000円
取得の相手方	東京都中央区勝どき三丁目12番1号フォアフロントタワー J Pホームサプライ株式会社 代表取締役社長 松 浦 健 之

議第 5 2 号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日

草津市長 橋 川 渉

財産の取得につき議決を求めることについて

次のとおり財産を取得することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年草津市条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

財産の種類	動産（ハイブリッド型IP無線機、半固定型無線機）
取得価格	27,830,000円
取得の相手方	長浜市宮司町76番地7 朝日電気工業株式会社滋賀営業所 所長 北村 祐喜